





通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段					重点方針		担当府省庁									
					関係予算			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他		2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)							
					30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)								2年度予算要求額(千円)						
30年度歳出予算額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費、使用繰及び流用等増減額を加除したものの)					30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)	法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	大項目分野	その他					
				(2)セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進																	
22	I 1 (2)	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための自習用研修教材の作成	平成30年6月12日、すべての女性が輝く社会づくり本部において、政府を牽引してセクハラ被害の予防等を図るための「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」(以下「緊急対策」といふ)が決定された。	緊急対策の決定を受けて、平成30年6月13日、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)から人事院総裁に対し、セクハラ対策の強化に向けた必要な対応の検討の要請がなされ、人事院は、新たに指定職職員又は本省庁職員とされた者への研修実施を各省庁の属に義務づけたところである。このような状況を踏まえ、令和元年度においては、幹部職員を含めた全ての職員に対し、セクハラに係る人事院規則等の内容について周知徹底させるため、種々の職員がそれぞれの業務の都合に合わせて受講できる自習用研修教材を作成することとした。また、パワー・ハラスメント防止対策についても強化する必要があると、令和2年度においては、パワー・ハラスメントの防止についての内容も含めて作成することとしている。	緊急対策の決定を受けて、平成30年6月13日、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)から人事院総裁に対し、セクハラ対策の強化に向けた必要な対応の検討の要請がなされ、人事院は、新たに指定職職員又は本省庁職員とされた者への研修実施を各省庁の属に義務づけたところである。このような状況を踏まえ、令和元年度においては、幹部職員を含めた全ての職員に対し、セクハラに係る人事院規則等の内容について周知徹底させるため、種々の職員がそれぞれの業務の都合に合わせて受講できる自習用研修教材を作成することとした。また、パワー・ハラスメント防止対策についても強化する必要があると、令和2年度においては、パワー・ハラスメントの防止についての内容も含めて作成することとしている。	973	991	—	—	—	—	—	—	—	44	7	8	—	人事院		
23	I 1 (2)	幹部・管理職員ハラスメント防止研修の実施	職員の規範となるべき幹部・管理職員を主な受講対象として、ハラスメント防止に向けて求められる役割や行動様式等について再認識させることを目的とする。	幹部職員等を対象とする研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止については、自らの行動がもたらす職場内外への影響の大きさ、事業が発生した場合の組織内での対応として幹部が身につけておくべき知識を付与する。また、パワー・ハラスメント防止については、部下のモラルダウンが及ぼす影響等ハラスメント防止の必要性や、自ら加害者とならないための取組等について学ぶ。	幹部職員等を対象とする研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止については、自らの行動がもたらす職場内外への影響の大きさ、事業が発生した場合の組織内での対応として幹部が身につけておくべき知識を付与する。また、パワー・ハラスメント防止については、部下のモラルダウンが及ぼす影響等ハラスメント防止の必要性や、自ら加害者とならないための取組等について学ぶ。	3,998	3,998	—	—	—	—	—	—	—	42	7	8	—	人事院		
24	I 1 (2)	新任幹部職員等向けセクシュアル・ハラスメント防止のための「ローリング」	昨今のセクシュアル・ハラスメント事案の発生を受け、平成30年6月12日に「第7回すべての女性が輝く社会づくり本部」が開催され、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」(以下「緊急対策」といふ)が決定された。同緊急対策において、各省庁の長が行うセクシュアル・ハラスメント防止のための研修について、課長級職員及び幹部職員にも研修を義務化することとされた。	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、各省庁が実施する研修を受講できなかった各省庁等の新任課長級職員及び新任幹部職員を対象として「ローリング」等による補充的研修を実施し、幹部職員全員の履修率を向上させることとする。	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、各省庁が実施する研修を受講できなかった各省庁等の新任課長級職員及び新任幹部職員を対象として「ローリング」等による補充的研修を実施し、幹部職員全員の履修率を向上させることとする。	7,290	6,929	—	—	—	—	—	—	—	45	7	8	—	内閣府		
25	I 1 (2)	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」に関する専門調査会(平成31年1月21日)において、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」のワーキンググループを実施した。	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」に関する専門調査会(平成31年1月21日)において、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」のワーキンググループを実施した。	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」に関する専門調査会(平成31年1月21日)において、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」のワーキンググループを実施した。	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」に関する専門調査会(平成31年1月21日)において、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での緊急対策～」のワーキンググループを実施した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46	7	8	—	内閣府		
26	I 1 (2)	職場におけるハラスメントへの総合的な対応	職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、企業によるセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化を図る。また、労働者が安心して働き続けられるよう、労働環境の改善を図っていく。	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化を含めた男女雇用機会均等法の改正を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向けの説明会やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓蒙を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。また、中小企業への個別訪問等により、企業へのハラスメント防止対策への取組支援を行う。	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化を含めた男女雇用機会均等法の改正を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向けの説明会やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓蒙を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。また、中小企業への個別訪問等により、企業へのハラスメント防止対策への取組支援を行う。	509,719	446,816	87.7	1,012,076	1,182,803	—	—	—	—	—	—	43	7	8	—	厚生労働省
27	I 1 (2)	スクールカウンセラー等活用事業	セクシュアル・ハラスメント被害等を含む児童生徒の相談等に対応できるように、スクールカウンセラーの配置を拡充(令和元年度予算：27,500校)してきた。	セクシュアル・ハラスメント被害等を含む児童生徒の相談等に対応できるように、スクールカウンセラーの配置を拡充(令和元年度予算：27,500校)してきた。	セクシュアル・ハラスメント被害等を含む児童生徒の相談等に対応できるように、スクールカウンセラーの配置を拡充(令和元年度予算：27,500校)してきた。	4,568,912	6,086,556	—	4,738,034	5,063,563	—	—	—	—	—	120	—	—	—	文部科学省	
28	I 1 (2)	スポーツ・インテグリティ推進事業(スポーツ団体のガバナンス強化の推進)	スポーツ界における透明性・公平性・公正性の確保はスポーツ活動の基礎であるが、昨今、スポーツ選手のコンプライアンス(法令順守)違反が頻発し、各スポーツ団体におけるノウハウや人材が十分でないことが喫緊の課題となっている。	スポーツ界のガバナンス強化の推進 2019年度策定のスポーツ団体ガバナンスコードに基づく各スポーツ団体の内部規程の整備等促進するため、専門家によるコンサルティングを行い、モデルとなる先進事例の創出を図る。	スポーツ界のガバナンス強化の推進 2019年度策定のスポーツ団体ガバナンスコードに基づく各スポーツ団体の内部規程の整備等促進するため、専門家によるコンサルティングを行い、モデルとなる先進事例の創出を図る。	16,479	4,985	—	29,090	57,173	—	—	—	—	—	142	6	4	—	文部科学省	

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		担当府省庁		
					関係予算			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)		2018(通し番号)(※2)	
					30年度予算額(千円)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)								関係予算使用割合(%)
29	I 1 (2) -	セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進	大学の担当者に情報を提供し、ハラスメントの対策の推進を図るため。	大学の担当者が集まる会議等にて、資料を用いて説明。	-	-	-	-	-	-	7	8	-	文部科学省	
30	I 1 (2) -	・大学等及び企業を対象とした就職・採用活動に関する調査の実施 ・大学の学生支援担当者等が集まる会議等を通じた周知・啓発(16の再掲)	大学等及び企業に対して、就職・採用活動の実態を把握し、その結果を含めて大学の学生支援担当者等に情報提供をすることで、就職活動中の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止を図るため。	・大学等及び企業に対して、就職・採用活動の実態を把握するため、アンケート調査を実施する。 ・大学の学生支援担当者等が集まる会議等を用いて周知する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省	
31	I 1 (3) ①	女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)	女性に対する暴力をなくす運動のポスター及びリーフレットを作成し、関係者庁、地方公共団体、報道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年9月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、女性に対する暴力をなくす運動において、児童虐待防止推進月間(11月)と連携しつつ、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知する等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進する。	10,697の内数	5,506の内数	11,671の内数	-	-	135	72	-	内閣府		
32	I 1 (3) ①	女性に対する暴力被害者のための「官・官民連携促進事業」	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)を設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの取組を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主要管理職)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理、相談員(センター)の相談員及び親にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援業務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事例の収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVが重複して発生していた事例における児童虐待死事例の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してはDVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解を促進する。	22,407	14,985	20,417	66.9	45,115	127, 130, 141	58, 60, 73	7	2	-	内閣府
33	I 1 (3) ①	DV対応と児童虐待対応との連携強化	子ども虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない状況である。子ども虐待による死亡事例等については、今後の再発を防止するため、これらの事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策を提示している。また、児童虐待とDVが重複して発生している事例について、子ども虐待による死亡事例等を含めた「養育者がDVの問題を抱えている」として留意すべきポイント(養育者の側面)として、平成16年10月、社会保険審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が設置され、これまでに15回にわたって報告を取りまとめている。	社会保険審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置して、子ども虐待による死亡事例等を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策を提示している。また、児童虐待とDVが重複して発生している事例について、子ども虐待による死亡事例等を含めた「養育者がDVの問題を抱えている」として留意すべきポイント(養育者の側面)として、平成16年10月、社会保険審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が設置され、これまでに15回にわたって報告を取りまとめている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
34	I 1 (3) ①	DV対応機関と児童虐待対応機関のそれぞれにアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた対応の在り方に関するガイドラインの策定に向けた検討	児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者への暴力は心理的虐待とされ、また、児童虐待と配偶者からの暴力(DV)には一定の関連性があるとの調査結果もある。さらに、配偶者への暴力(DV)が行われている状況下では、子どもへの虐待の制止が困難となる場合があり、児童虐待とDVの対応を連携して行うことが重要である。	DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、今年度、調査研究を行い、ガイドライン案を取りまとめる予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
35	I 1 (3) ②	民間シェルター等における被害者サポート強化支援パイロット事業	配偶者からの暴力(以下「DV」という。)を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを感じる者に対する支援については、民間シェルター等の団体が重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤等において厳しい状況にある。このような団体に対する支援の在り方については、平成31年2月に立ち上げられた「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」において議論がなされ、同年5月には報告書が取りまとめられた。これらを踏まえ、民間シェルター等の団体の基盤強化と対応力の向上を図ることにより、DV被害者等への支援の充実・強化を促進する。	DV被害者等の生きづらさを抑える女性を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組(①心理専門職等によるメンタル面のケア、②児童虐待対策との連携、③メール・SNS等を活用した相談等)についてパイロット事業を実施し、これにより得られる成果に応じて支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等に関する調査研究を実施する。	-	-	316,190	-	-	-	-	-	0	-	内閣府

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づき平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。





通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
					関係予算			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い		
					30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)							2年度予算要求額(千円)	大項目	
44	I 1 (4) ①	ストーカー等被害者に対する法律相談援助	ストーカー等の被害は、被害者が継続的に発生し、かつ、深刻化するおそれが高いところ、いまだ深刻化していない初期段階であれば、比較的解決しやすい傾向にあるものの、被害が深刻化してから顕在化することが多い。そこで、被害者が深刻化する前の初期段階で弁護士等が介入し、生命・身体保護を図り、被害の解決につなげるため、事前の責務調査を要しない迅速な法律相談を実施する。	ストーカー等の特定限書行為を現にうけている疑いがあると思われる者に対し、事前の責務調査を要せず、被害の防止に關して必要な法律相談を実施する。	14,780,368の内数	—	14,901,531の内数	16,433,962の内数	—	64	7	3	7-1	法務省		
45	I 1 (4) ①	女性の権利及び子どもに関する啓発活動の実施	夫やパートナーからの暴力、虐待、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイト・SNSを通じてパブリック/被害や児童ポルノ被害、ストーカー被害等が大きな社会問題となっており、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のため、女性や子どもへの権利に関する啓発活動を実施する必要がある。	「女性の権利を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発冊子の配布、啓発ビデオのYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種啓発活動を行っている。	3,406,992の内数	—	3,486,099の内数	4,013,337の内数	—	55	7	3	7-1 7-5	法務省		
46	I 1 (4) ②	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	関係機関が連携した取組の具体的な事例を収集するとともに、各関係機関の具体的な支援内容、各機関相互の連携事例を調査し、本年3月、連携の流れと関係機関の連携を体系的に示す執務資料を作成した。その内容を関係府省庁と共有することで、多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組を進める。	調査研究結果を踏まえ、多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組を進める。	12,709	4,253	—	—	—	125	66	7	3	警察庁		
(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基礎づくり																
47	I 1 (5) ①	男女間における暴力に関する調査(1の再掲)	内閣府においては、男女間における暴力の実態について、3年毎に、全国20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施する。	平成29年度、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施した。同調査において、「無理やり性交渉をされた経験」等について調査しているところ、平成29年度の調査実施に当たっては、調査対象を女性のみから性別を問わない(男性も含む)よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。	—	—	20,789	—	—	133	27	7	1	—	内閣府	
48	I 1 (5) ①	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容の相談件数、一時保護等を本人が希望している案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることとする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。	—	—	—	—	—	134	68	7	1	—	内閣府	
49	I 1 (5) ②	「AV出演強要」「JKビジネス」被害防止月間(14の再掲)	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」「JKビジネス」問題等に関する今後の対策(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要」「JKビジネス」等被害防止月間とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。	「AV出演強要」「JKビジネス」被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びフリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	10,697の内数	5,506の内数	8,172の内数	11,671の内数	—	113, 137	47, 70	5	7-1 7-4	内閣府		
50	I 1 (5) ②	女性に対する暴力をなくす運動の実施(3の再掲)	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。	女性に対する暴力をなくす運動のポスター及びフリーフレットを作成し、関係府省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。	10,697の内数	5,506の内数	8,172の内数	11,671の内数	—	135	72	7	1	—	内閣府	
51	I 1 (5) ②	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施(180の再掲)	人身取引対策推進のための広報・啓発活動は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。「人身取引対策推進計画(2014)(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として(性的搾取の需要側への啓発)が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進を図るため、国民等の問題意識を共有することとして、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びフリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学、高等学校、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,429	2,155	2,478	—	110, 136	53, 69	7	7	—	内閣府	
52	I 1 (5) ③	若年層における女性に対する暴力の予防・啓発活動の実施(180の再掲)	若年層に対する暴力の根絶を目的とする。若年層に対する暴力の根絶を目的とする。若年層に対する暴力の根絶を目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。	3,891	5,147	12,929の内数	16,563の内数	—	—	7	5	7-1 7-4	内閣府		
53	I 1 (5) ④	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防・啓発活動の実施(180の再掲)	若年層を対象とした暴力の多様化が明らかで、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。	3,891	5,147	12,929の内数	16,563の内数	—	139	74	5	7-1 7-4	内閣府		

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づき平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画計画基本計画との関係			担当府省庁	
					関係予算					法令・制度改正					2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い				
					30年度決算額(千円)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)	使用割合(%)	30年度決算額(千円)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)	機構定員要求	その他	分野			大項目	その他			
54	I 1 (5) ④	女性に対する暴力被害者支援のための官民・市民連携促進事業(32の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害者の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管理課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援業務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事業の対応を委嘱した関係機関と連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた事例に対し、児童虐待対応機関の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事例に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解を促進するための研修を実施する	22,407	14,985	66.9	20,417	45,115	—	—	—	—	—	127、130、141	58、60、73	7	2	—	—	内閣府
55	I 1 (5) ④	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(8の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員と性犯罪被害者等支援に携わる医療関係者、並びにワンストップ支援センター等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず身近な相談窓口等に安心して相談することができ体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	11,099	9,536	85.9	8,737	17,188	—	—	—	—	105、140	34、75	7	4	—	—	内閣府	
56	I 1 (5) ④	女性・子どもからの人権相談体制の整備及び人権擁護事務担当者・人権擁護委員会に対する研修の充実(予算については36の再掲)	夫やパートナーからの暴力、虐待、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニケーション被害やSNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害、ストーーカー被害等が大きな社会問題となっており、これらの被害の拡大の防止のため、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備する必要がある。 また、人権擁護事務担当者、人権擁護委員会に対する適切な対応を確実に伝えるよう教育・研修等の充実を図る必要がある。	人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義等をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員会に対して実施する「人権擁護委員会男女共同参画問題研修」に夫やパートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込んでいる。	3,406,992の内数	3,406,992の内数	—	3,486,099の内数	4,013,337の内数	—	—	—	—	—	—	7	1	—	—	法務省	
57	I 1 (5) ④	事務連絡等を通じた周知	性犯罪・性暴力被害者の個人情報(管理)について事務連絡で周知すること、被害者に対し適切に対応することができるようにするため。	性犯罪・性暴力被害者の個人情報(管理)について、各大学等に対して事務連絡を发出。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文部科学省

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。